

0 1 . 6 1

パリ条約（リスボン改正条約）第16条の2（1）の通告又はパリ条約（ストックホルム改正条約）第24条（1）の宣言若しくは通告がされた領域が独立国となった場合の取扱い

パリ条約（リスボン改正条約）第16条の2（1）の通告又は [パリ条約（ストックホルム改正条約）第24条（1）](#) の宣言若しくは通告がされた領域を我が国が独立国として承認した後は、当該独立国がパリ条約の同盟国であることの確認の宣言若しくは継続の宣言を行う時又は通常の場合における条約への加入を行う時までには、パリ条約の非同盟国として取り扱うものとする。

（説明）

パリ条約（リスボン改正条約）第16条の2（1）又は [パリ条約（ストックホルム改正条約）第24条（1）](#) の宣言若しくは通告は、自国が対外関係について責任を有する領域について行うものであるが、その領域が独立することによって対外関係について責任を有し得なくなった後は、その宣言又は通告の前提となるべき事情が消失したわけであるからその効力は当然に失われ、その時期は我が国がその領域を独立国として承認した時と解するのが妥当である。

なお、パリ条約への加入については、条約に基づいて正式の加入手続を行うのが通常であるが、標記の場合に限っては、同盟国であることの確認又は継続性の宣言によって独立の日に遡及して加入を認めるのが慣例であるので、我が国においてもその宣言があった場合にはパリ条約の同盟国として取り扱うのが妥当である。

ただし、その宣言がなされるまでは、我が国としては、当該独立国の意向が確認できないため、パリ条約の非同盟国として取り扱わざるを得ないとする。

（改訂平成23・11）